

# 大規模展示会出展支援事業補助金交付要綱

平成24年4月16日告示第16号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市内に事業所を有し、製造業等を営む中小企業者等に対して、全国で開催される見本市・展示会等へ出展する際の経費の一部を補助することにより、市内中小企業者等の販売促進・活性化に寄与するための補助金の交付に関し、合志市補助金等交付規則（平成18年合志市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「中小企業者等」とは、合志市中小企業等振興基本条例（平成22年条例第12号）第2条第2号に定めるところによる。

(補助対象者)

**第3条** この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、市内に事業所を有する中小企業者等とする。

(補助対象経費)

**第4条** この補助金の対象となる経費は、展示会の出展に係る小間料（付帯設備、電源等に係る使用料を除く）とする。

(補助金額)

**第5条** 市長は、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 補助金の額は、対象経費の2分の1以内、上限を20万円とし、その金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、原則として一対象者について各年度一回とする。

(補助金の交付申請等)

**第6条** 補助金の申請及び請求の手続き等は、合志市商工会が窓口となり、合志市商工会長が市長に提出するものとする。

(その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。